

短期入所生活介護（ショートステイ）のご案内

■ 申込時に必要なもの

- ① ショートステイ申込書
- ② 診療情報提供書

必ず、当苑の書式で記入漏れがないように提出してください。コピー不可。

- ③ 介護保険被保険者証のコピー

■ 契約時に必要なもの

- ① 健康保険証
- ② 介護保険負担限度額認定証
- ③ 一部負担金相当額等一部助成（持っている人）
- ④ 身体障害者手帳やペースメーカー手帳（持っている人）
- ⑤ 印鑑

※ 保険証類は初回利用の契約時のみ必要です。次回からは不要ですが、変更があったときはご持参ください。

■ 持ち物

- ・ お薬及びお薬の説明書（必ずご持参ください）
- ・ 水筒やふた付きのコップ、もしくは小やかん（配茶用）
- ・ 洗面用具（歯ブラシ、歯磨き粉、プラスチックコップ、ポリデントなど）
- ・ 義歯をされている方は、つけておく入れ物
- ・ 上靴（履きやすいもの）、置き時計（必要な方）、電気カミソリ（必要な方）
- ・ タオル、バスタオル、下着、パジャマ、靴下、洋服などの枚数は宿泊数に応じて調整してください。

※ 現金と貴重品はお持ちにならないようお願いいたします。

■ 健康管理

- ① 医師、看護師は皆様の健康管理をしています。
- ② 緊急時あるいは入院を必要とされる場合は、協力医療機関などへご紹介させていただきますが、かかりつけ医へ受診希望の方は事前にお申し出ください。
（かかりつけ医との連絡を密にさせていただきますよう、お願いいたします。）

■ 利用料のお支払いについて

退所時に請求書を発行させていただきますので、事務所にてお支払いをお願いいたします。

また、退所前にお電話にて料金を問い合わせいただき、帰りの送迎時にお支払いしていただくことも可能です。その場合はつり銭のないようお願いいたします。

ショートステイをご利用される方へ

集団での生活について

- ・集団生活での「和」を大切にし、他の方に迷惑がかからないようお願いいたします。入所中、他の方に迷惑がかかる場合、居室の変更や退所をお願いすることもありますので、ご了承ください。
- ・備え付けの品々は大切にお取り扱いください。故意または過失によって破損した場合、実費弁済をしていただくことがございます。
- ・当施設では、お年寄りの方が、寝たきりにならないよう援助に努めています。特にこの自立につながる時期に、ベッドからの転落や、廊下での転倒などにより骨折などのケガが起こる場合があります。私どもは出来る限りの注意を払っておりますが、この点はくれぐれもご理解いただきたいと思います。
- ・面会時間は、午前 11 時から午後 6 時までです。（月曜日～日曜日）
- ・面会時のお薬や食べ物などの持ち込みについては、必ず職員にご相談ください。

ショートステイご利用時のお願い

- ※外出・外泊は事前に届出用紙にご記入の上、職員までお申し出ください。
- ※電気製品を持ってこられる場合は、必ず職員までお申し出ください。
- ※居室は禁煙です。喫煙される場合は職員の指示に従い指定の場所をお願いいたします。
- ※入所様間での金品の貸し借りは、禁止させていただきます。
- ※非常時等の場合は、職員の指示に従っていただきます。
- ※入所者の方々が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を、安全に営むことができるよう援助させていただきますので、当施設の方針に従っていただきますようお願いいたします。
- ※持ち物には必ず、すべてに名前を書いてください。（記名方法は別紙）
名前の記入がないと、他の入所者様の持ち物と区別がつかず、ご迷惑をおかけいたしますので、よろしくをお願いいたします。
- ※4 人部屋から個室、個室から 4 人部屋への転室あるいは、2 階⇔3 階のフロア移動もありますので、ご了承ください。
- ※洗濯物はお持ち帰りいただき、ご自宅で洗濯をしていただきますようお願いいたします。
- ※収納に限りがありますので、必要なもの以外の物品はお持ちにならないようお願いいたします。